

滝川市からも最大60万円支援します！

最長5年間

滝川市 奨学金返済 支援制度

「たきかわ」で暮らし、

「たきかわ」で働く方を

協力企業と共に支援します！

滝川市で働きませんか？

● 協力企業とは

自社従業員に対し、奨学金返済支援を目的とした金銭給付（給与等による直接給付や貸付元（独立行政法人日本学生支援機構）への代理返還）を実施する又は実施している企業で滝川市の「協力企業」として登録した企業のこと。

● 支援対象者

- ① 協力企業に令和7年4月1日以降に新規に採用され、交付申請年度に勤務する方
- ② 大学等在籍中に奨学金の貸与を受け、計画的に返済している方
- ③ 滝川市内に住所を有し、市税に滞納がない方
- ④ 暴力団、暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係者でない方

● 支援金額

- ①と②の金額を対象者へ支援します。
- ① 滝川市 → 協力企業の支援額と同額（滝川市補助金分は月額1万円を上限としています。）
- ② 協力企業 → 協力企業での設定額（上限なし）

● 対象奨学金

独立行政法人日本学生支援機構奨学金【第1種・第2種】

問合せ先

滝川市産業振興部産業振興課

☎：0125-28-8030

✉：syoukou@city.takikawa.lg.jp

詳細内容や協力企業一覧はこちら



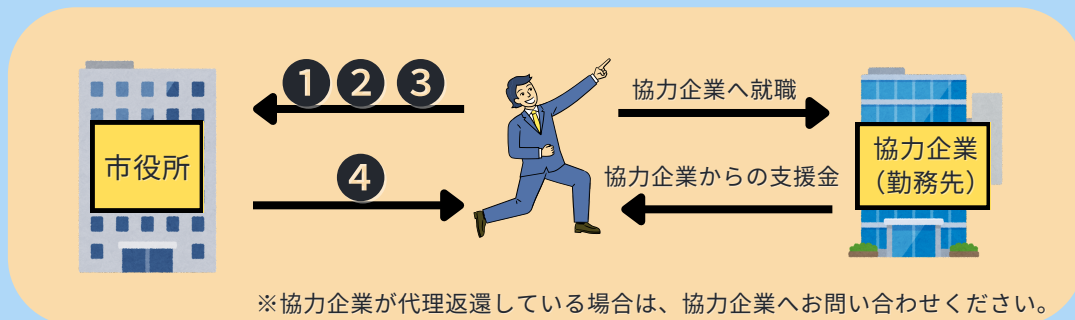
<https://www.city.takikawa.lg.jp/soshiki/18/>



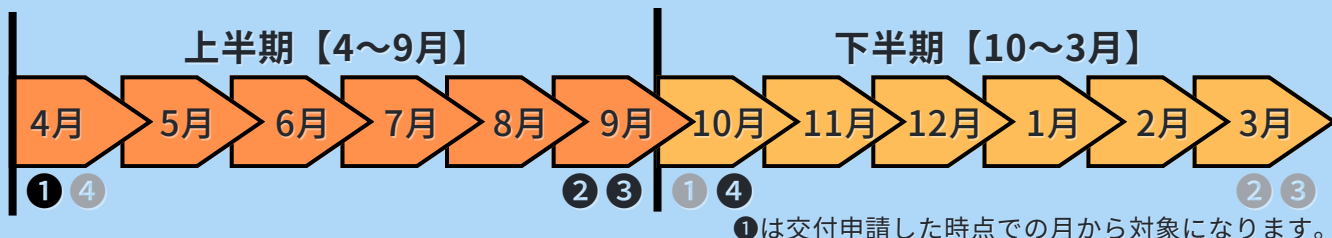
手続きイメージ



ー通常パターンー



各手続きについては、半年ごと（上半期・下半期）になります。



必要な書類

【交付申請時提出書類】

- ① 交付申請書
- ② 奨学金の借入総額及び返済計画が確認できる書類
- ③ 勤務条件等を確認できる書類
- ④ 大学等の卒業又は在籍を証する書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【実績報告時提出書類】

- ① 実績報告書
- ② 協力企業(勤務先)からの年間支援額が確認できる書類
- ③ 対象期間における奨学金の返済を証明する書類(証明書や通帳等)の写し
- ④ 住民票又は身分証明書の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【請求時提出書類】

- ① 交付請求書

Q & A

Q 補助金の交付はいつですか？

A 請求書の提出をいただいてから約1ヶ月で請求者の口座に振り込みます。

Q 協力企業以外に就職した場合は対象になりますか？

A 対象になりません。
協力企業に就職した方のみ該当になります。

Q 中途採用の従業員の対象になりますか？

A 採用年月日が令和7年4月1日以降であれば、中途採用の方でも対象となります。

Q 年齢制限はありますか？

A 年齢制限はありません。
UIターンを含む既卒の場合も補助対象となります。

Q 補助金交付決定後に、市外へ転出した場合は対象になりますか？

A 市外へ転出した月を除いた期間は対象になります
(別途手続きが必要となります)。

Q 市内に居住しているが、市外の事業所に勤務している場合でも対象になりますか？

A 対象要件（市内に主たる事業所があり、対象者が市内に居住しているなど）を満たしていれば、市外に所在する事業所に勤務している場合でも対象となります。